

令和6年

# 上砂川町議会会議録

第2回 臨時会  
第2回 定例会

上砂川町議会

## 上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

### 令和6年第2回臨時会

(4月26日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員指名について	4
会期決定について	4
議案第17号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について(原案可決)	5
議案第18号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について(原案可決)	6
議案第19号 令和6年度上砂川町一般会計補正予算(第1号)(原案可決)	8
閉会の宣告	9

### 令和6年第2回定例会

第1号(6月19日)

議事日程	11
会議録署名議員	12
開会の宣告	13
開議の宣告	13
会議録署名議員指名について	13
会期決定について	13
諸般の報告	13
行政常任委員長 笹木笑子の報告	13
小澤一文の空知中部広域連合議会第1回臨時会結果報告	14
越前等の第1回砂川地区保健衛生組合議会臨時会結果報告	14
越前等の第1回砂川地区広域消防組合議会臨時会結果報告	15
越前等の第2回砂川地区広域消防組合議会臨時会結果報告	15
副町長の(株)上砂川振興公社令和5年度営業報告・決算報告並びに令和6年度事業計画報告	15
例月出納検査結果報告(2・3・4・5月分)	17

町長行政報告	17
教育長教育行政報告	17
報告第 1 号 専決処分報告について「令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第10号）」 （承認）	17
報告第 2 号 繰越明許費の報告について「令和5年度上砂川町一般会計予算繰越明許費」 （承認）	19
諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて（決定）	20
議案第20号 上砂川町営水泳プール設置条例を廃止する条例制定について	21
議案第21号 上砂川町防災備蓄倉庫設置条例の制定について	21
議案第22号 上砂川町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について	23
議案第23号 令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）	24
議案第24号 令和6年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第1号）	28
休会について	29
散会の宣告	30

## 第 2 号（6月21日）

議事日程	33
会議録署名議員	33
開議の宣告	34
会議録署名議員指名について	34
一般質問	34
笹木 笑子	34
企画課長 山崎 数浩	35
町長 奥山 光一	35
伊藤 充章	36
健康推進課長 林 孔美	37
小澤 一文	38
企画課長 山崎 数浩	38
議案第20号 上砂川町営水泳プール設置条例を廃止する条例制定について（原案可決）	39
議案第21号 上砂川町防災備蓄倉庫設置条例の制定について（原案可決）	39
議案第22号 上砂川町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について（原案可決）	39
議案第23号 令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）（原案可決）	39
議案第24号 令和6年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第1号）（原案可決）	39
調査第 2 号 所管事務調査について（許可）	41
派遣第 1 号 議員派遣承認について（承認）	42
追加日程について	42
意見書案第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書（原案可決）	42
意見書案第2号 2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（原案可決）	44

意見書案第3号	生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書（原案可決）	46
意見書案第4号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業の充実・強化を 求める意見書（原案可決）	48
閉会の宣告		49

出席議員

議席 番号	氏 名	2 臨	2 定	
		4.26	6.19	6.21
1	石 田 浩 二	○	○	○
2	藏 根 高 史	○	○	○
3	笹 木 笑 子	○	○	○
4	小 澤 一 文	○	○	○
5	越 前 等	○	○	○
6	伊 藤 充 章	○	○	○
7	吉 川 洋	○	○	○
8	高 橋 成 和	○	○	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	2 臨	2 定	
		4.26	6.19	6.21
町 長	奥 山 光 一	○	○	○
副 町 長	林 智 明	○	○	○
教 育 長	飯 山 重 信	○	○	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	×	○	○
監査事務局長	浅 利 基 行	○	○	○
総 務 課 長	鷲 尾 仁 志	○	○	○
企 画 課 長	山 崎 数 浩	○	○	○
建設環境課長	内 野 博 之	○	○	○
建設環境課技師長	鈴 木 健 一	○	○	○
住 民 課 長	白 土 ゆかり	○	○	○
会 計 管 理 者	佐 藤 利 哉	○	○	○
福 祉 課 長	戸 田 晋 一	○	○	○
医療保険担当課長	沼 明 仁	○	○	○
健康推進課長	林 孔 美	○	○	○
教 育 次 長	齊 藤 修 実	○	○	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	2 臨	2 定	
		4.26	6.19	6.21
議会事務局長	浅 利 基 行	○	○	○
総 務 係 長	齊 藤 弥 生	○	○	○

# 第 2 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和 6 年

上砂川町議会第 2 回臨時会会議録（第 1 日）

4 月 2 6 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会  
午前 1 0 時 1 8 分 閉 会

○議事日程 第 1 号

第 1 会議録署名議員指名について

第 2 会期決定について

4 月 2 6 日 1 日間

第 3 議案第 1 7 号 第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

第 4 議案第 1 8 号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について

第 5 議案第 1 9 号 令和 6 年度上砂川町一般会計補正予算（第 1 号）

---

○会議録署名議員

1 番 石 田 浩 二                      2 番 藏 根 高 史



---

### ◎開会の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。会議に先立ちまして、4月の人事異動等により担当課長に変更がありましたので、ご紹介いたします。

初めに、沼医療保険担当課長。

○医療保険担当課長（沼 明仁） おはようございます。4月1日付の人事で医療保険担当課長を拝命いたしました沼でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 次に、齊藤教育次長。

○教育次長（齊藤修実） おはようございます。4月の人事異動で教育次長を拝命いたしました齊藤修実です。よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 続きまして、鈴木建設環境課技師長。

○建設環境課技師長（鈴木健一） 4月の人事異動で建設環境課技師長を拝命いたしました鈴木と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 続きまして、佐藤会計管理者。

○会計管理者（佐藤利哉） おはようございます。会計管理者の佐藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で紹介を終わります。

ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、横林代表監査が体調不良のため欠席しております。

定足数に達しておりますので、令和6年第2回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

---

### ◎開議の宣告

○議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、1番、石田議員、2番、藏根議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

### ◎会期決定について

○議長（高橋成和） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日 1 日に決定いたしました。

---

◎議案第 17 号

○議長（高橋成和） 次、日程第 3、議案第 17 号 第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書 1 ページをお開き願います。ただいま上程されました議案第 17 号 第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、安定した行政サービスの維持向上と人材確保の観点から、会計年度任用職員の処遇改善を図るため、関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、よろしく願います。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。鷲尾総務課長。

○総務課長（鷲尾仁志） それでは、ご指示によりまして、議案第 17 号について内容の説明をいたします。

このたびの条例改正は、安定した行政サービスの向上と雇用の安定や人材確保を目的に会計年度任用職員の処遇改善を図るため関係条項を改正するものであり、具体的な内容につきましては月額により報酬を支給している会計年度任用職員同様の勤務日数、勤務時間にある日額報酬職員に対し期末手当の支給を可能とすることにより給与水準の引上げを行うものであります。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、資料 1 の新旧対照表を御参照願います。

それでは、本文に参ります。議案書 2 ページになります。第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年上砂川町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 2 号中「月額」の次に「（月額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第17号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎議案第18号

○議長（高橋成和） 次、日程第4、議案第18号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書3ページを御覧願います。ただいま上程されました議案第18号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

上砂川町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、上砂川町税条例の関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は住民課長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めますが、条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思いますと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、本文の読み上げにつきましては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） それでは、ご指示によりまして、議案第18号について内容の説明をいたします。

改正の理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、これに準拠し規定する本町の税条例の関係条項を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、資料ナンバー2の改正の概要を御覧願います。まず、1番目、個人住民税に関わる改正の1点目でございます。本年1月1日に発生した能登半島地震により住宅や家財等の資産に損失が生じたときは、被災者の負担軽減措置として現行法では令和7年度分の住民税から行う雑損控除を令和6年分の住民税において適用することができる特例措置が令和6年2月21日に公布、施行されております。この規定を本条例に加えるものでございます。

2点目としまして、急激な物価上昇対策として実施する住民税の定額減税につきまして関係条項を規定しております。定額減税全体の内容につきましては、合計所得金額が1,805万円以下、給与収入のみの方でありますと2,000万円以下の方が対象となりまして、所得税は1人につき3万円、住民税は1人につき1万円を定額で控除するもので、扶養親族の数により減税額は個々に異なりますが、扶養人数が多く課税額が少ない方など定額での減税額が減税し切れないと見込まれる方につきましては差額を1万円単位で給付金として支給する調整給付を行うこととなっております。住民税の具体的な徴収方法につきましては、資料上段の表にまとめておりますとおり、最初の納期から減税を実施し、控除し切れない場合は順次その次の納期からも控除していくようになります。

2番目の固定資産税につきましては、本年が評価替えの年に当たりますことから、現行の負担調整措置等を継続するものでございます。

資料の下段になります3の国民健康保険税につきましては、賦課限度額等の改正でございます。表にありますとおり、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を22万円から24万円に引き上げるものと、低所得者に関わる軽減判定所得基準額を5割軽減は29万円から29万5,000円に、2割軽減は53万5,000円から54万5,000円に引き上げるものでございます。いずれも令和6年度分の保険税より適用されます。

そのほか、法律等の改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、資料ナンバー3の新旧対照表をご参照願います。

以上が改正の内容でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第18号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

---

### ◎議案第19号

○議長（高橋成和） 次、日程第5、議案第19号 令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第19号 令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ670万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1,370万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年4月26日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第19号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、19款繰越金670万円の追加で、3,670万円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が670万円の追加で、30億1,370万円となります。

2、歳出、2款総務費670万円の追加で、3億7,953万9,000円となります。

1項総務管理費670万円の追加で、2億7,329万9,000円となります。

歳出合計が670万円の追加で、30億1,370万円となります。

事項別明細書5ページ、歳出でございます。3、歳出、2款1項6目企画費600万円の追

加は、本年度第7期総合計画と第2期総合戦略が最終年を迎えることから、次期計画の策定業務を円滑に進めるため委託料を計上するものであります。

8目交通安全対策費70万円の追加は、本年6月4日に交通事故死ゼロの日5,000日を達成する予定であり、達成当日の午後2時30分から町民センター大会議室において記念式典を開催し、午後3時30分から体育センターにおいて北海道警察音楽隊及びカラーガード隊による記念演奏会を行うため関連予算を追加するものであります。なお、記念演奏会は、一般の方も鑑賞することができます。7節報償費45万円の追加は記念式典用で、10節需用費10万円の追加は消耗品費の追加、11節役務費6万円の追加は記念式典用横幕作成手数料の追加、12節委託料9万円の追加は会場設営、撤去費用の追加であります。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、19款1項1目繰越金670万円の追加は、前年度繰越金を追加するものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第19号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本臨時会に付議されました案件につきましては全て終了いたしましたので、令和6年第2回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時18分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 石 田 浩 二

署 名 議 員 藏 根 高 史

# 第 2 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)



令和 6 年

## 上砂川町議会第 2 回定例会会議録（第 1 日）

6 月 1 9 日（水曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会  
午前 1 1 時 0 4 分 散 会

### ○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について  
6 月 1 9 日～6 月 2 1 日  
3 日間
- 第 3 諸般の報告
- 1) 議会政務報告
  - 2) 閉会中における行政常任委員会所管事務調査結果報告（笹木委員長）
  - 3) 空知中部広域連合議会第 1 回臨時会結果報告（小澤議員）
  - 4) 第 1 回砂川地区保健衛生組合議会臨時会結果報告（越前議員）
  - 5) 第 1 回砂川地区広域消防組合議会臨時会結果報告（越前議員）
  - 6) 第 2 回砂川地区広域消防組合議会臨時会結果報告（越前議員）
  - 7) （株）上砂川振興公社令和 5 年度営業報告・決算報告並びに令和 6 年度事業計画報告（副町長）
  - 8) 例月出納検査結果報告（2・3・4・5 月分）
- 第 4 町長行政報告
- 第 5 教育長教育行政報告
- 第 6 報告第 1 号 専決処分報告について「令和 5 年度上砂川町一般会計補正予算（第 1 0 号）」
- 第 7 報告第 2 号 繰越明許費の報告について「令和 5 年度上砂川町一般会計予算繰越明許費」
- 第 8 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて  
※ 諮問第 1 号は、即決とする。
- 第 9 議案第 2 0 号 上砂川町営水泳プール設置条例を廃止する条例制定について
- 第 1 0 議案第 2 1 号 上砂川町防災備蓄倉庫設置条例の制定について
- 第 1 1 議案第 2 2 号 上砂川町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
- 第 1 2 議案第 2 3 号 令和 6 年度上砂川町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 3 議案第 2 4 号 令和 6 年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第 1 号）  
※ 議案第 2 0 号～第 2 4 号は、提案理由・内容説明までとする。

---

○会議録署名議員

3番 笹木 笑子 4番 小澤 一文

---

### ◎開会の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。  
理事者側につきましては、全員出席しております。  
定足数に達しておりますので、令和6年第2回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

---

### ◎開議の宣告

○議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、3番、笹木議員、4番、小澤議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

### ◎会期決定について

○議長（高橋成和） 次、日程第2、会期決定について議題といたします。  
お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月21日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。  
よって、会期は、本日から6月21日までの3日間に決定いたしました。  
なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（高橋成和） 日程第3、諸般の報告を行います。  
議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しているとおりでございますので、御覧になっていただき、報告に代えさせていただきます。

次、閉会中における行政常任委員会の所管事務調査結果について報告を求めます。笹木委員長。

○3番（笹木笑子） 行政常任委員会所管事務調査につきまして調査結果をご報告いたします。

調査期間は、令和6年5月13日月曜日。

調査事項は、町内企業視察に関する事項。

調査委員は、行政常任委員会委員長ほか6名、議長。

説明者は、株式会社ロボットシステムズ、覺張代表取締役、マイクログラス株式会社北海道工場、三上工場長。

調査内容は、町内にある誘致企業の運営、管理状況を調査するための訪問及び施設調査。

調査結果ですが、1、株式会社ロボットシステムズでは、社会課題となっている人手不足に対応する産業ロボットシステムを北海道中心に提供する、ロボットを扱える会社、仲間を増やす、若年層へ産業用ロボットに触れられる場を提供する、以上3点をコンセプトにロボットの開発や工場などへの導入を進めるとともに、企業への出向、町内小中学校、町民の見学会や学生へのロボットインストラクター教育を実施していました。

2、マイクログラス株式会社北海道工場では、武藤化学社の子会社として本町において創業34年目になります。国内シェアの半数を占める顕微鏡用ガラスを開発、製造、販売しており、特にスライドガラスは繊細な技術が認められて国外からの需要も年々増加して輸出が拡大している状況です。割合は、国内6割、国外4割となっており、11月に工場の拡張を予定しているところです。また、従業員の7割は町外からとのこと。

まとめとしまして、両企業ともに時代の最先端の技術を持って社会課題に向き合い、使命感に向けた企業努力の下にますます伸長される期待の持てる企業でした。町外からの従業員が町内定住しやすい環境づくりに向けて、改めて検討する必要性を感じております。本町にとっては、上砂川町を知ってもらえる、訪れてもらえるシンボル企業として関係人口の増、町の活性化にもつながることを期待したいと考えたところです。

以上、報告といたします。

○議長（高橋成和） 次、空知中部広域連合議会第1回臨時会の結果報告について報告を求めます。小澤議員。

○4番（小澤一文） 令和6年空知中部広域連合議会第1回臨時会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和6年5月7日火曜日午前9時。

場所につきましては、空知中部広域連合広域介護予防支援センター世代間交流室。

議件といたしましては、議案第1号 空知中部広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第2号 事務管理者の選任について。

結果であります。慎重審議の結果、事務管理者に奈井江町、辻脇泰弘副町長が選任されたほか、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 次、第1回砂川地区保健衛生組合議会臨時会及び第1回砂川地区広域消防組合議会臨時会と第2回砂川地区広域消防組合議会臨時会の結果報告について報告を求めます。越前議員。

○5番（越前 等） 令和6年第1回砂川地区保健衛生組合議会臨時会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和6年3月27日水曜日午後2時。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室。

議件といたしまして、議案第1号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 砂川地区保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて。

結果であります。慎重審議の結果、監査委員に砂川市、中村一久氏が選任されましたほか、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

続きまして、令和6年第1回砂川地区広域消防組合議会臨時会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和6年3月27日水曜日午後3時。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室。

議件といたしましては、議案第1号 砂川地区広域消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて。

結果であります。慎重審議の結果、監査委員に砂川市、中村一久氏が選任されたほか、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

続きまして、令和6年第2回砂川地区広域消防組合議会臨時会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和6年5月8日水曜日午後2時。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室。

議件といたしましては、議案第1号 砂川地区広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 財産の取得について。

結果であります。慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、報告いたします。

以上であります。

○議長（高橋成和） 次に、株式会社上砂川振興公社令和5年度営業報告・決算報告並びに令和6年度事業計画について報告を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、株式会社上砂川振興公社の経営状況等についてご報告いたします。

お手元に配付しております振興公社の令和5年度営業報告・決算報告並びに令和6年度事業計画書をご参照願います。

決算の内容についてご説明いたしますので、1ページ中段の表をご参照願います。令和5年度の決算は、新型コロナウイルスの感染症が5類に移行されたことから、ほとんどの部門で昨年を上回り、収入では株主である町の経営支援及び改修費助成もあったことから前年度対比40.6%、5,463万円増の1億8,902万1,000円、支出では燃料費や食材費の高騰な

どのほか町の改修費助成により前年度対比33.8%、4,546万6,000円増の1億7,980万9,000円、差引き921万2,000円の経常利益から棚卸しによる商品13万4,000円の減、未払い法人税を差し引いた711万円が当期純利益となり、12ページの株主資本等変動計算書の中段にあります利益剰余金の累積利益である当期首残高31万9,000円に711万円を加えた742万9,000円が当期末残高となります。多額の黒字となった要因は、町の改修費助成を受け、非常放送設備、自動火災報知機設備更新を当初外注費に計上しておりましたが、税理士から資産になるので、減価償却費に計上すべきとの指摘を受け、修正したことによるもので、法人税につきましては売上分の法人税より支払うべき法人税のほうが高額になったことにより差額分が還付されることとなります。収入区分別売上高及び経費の主な内容は、1ページ下段から2ページの上段に記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思ひます。

次に、2ページ中段の(2)、入り込み客数の状況ですが、日帰り入館者数は前年度対比5.7%、5,493人増の10万1,687人、宿泊客数は前年度対比14.9%、644人増の4,965人で、施設利用者全体では前年度対比6.1%、6,137人増の10万6,652人となったところであります。

2の各実施事業の状況につきましては、(1)の健康の里づくり事業から(4)の宿泊客対策までまとめており、5ページには庶務報告と本年3月31日現在の会社の概要、7ページには施設の利用状況、また8ページ以降は貸借対照表、貸借対照表明細書、損益計算書、販売費及び一般管理費、株主資本等変動計算書となっておりますので、後ほど御覧いただきたいと思ひます。

次に、令和6年度事業計画についてご説明いたします。14ページの1、基本方針であります。令和6年度における物価高騰の影響により厳しい経営状況が続きますが、いま一度利用者が求めるサービスを再考し、従業員一丸となって事業を展開することにより、コロナ禍前の水準である年間入館者数目標を最低10万6,000人とし、利用収益は9,905万円を目標に掲げ、営業努力をいたします。

次に、2の部門別事業計画であります。 (1)の日帰り部門から(5)、特産品開発販売部門まで目標達成に向けて取組方針をまとめておりますので、後ほど御覧いただきたいと思ひます。

次に、3の事業予算であります。17ページの収支計画明細書によりご説明いたします。収入であります。利用収益として入館料2,350万円、町民無料券等670万円、宿泊料2,600万円、以下手数料まで合計で9,905万円を見込み、営業外収益であります補助金等は2,443万円とし、収入合計を1億2,348万円としたところであります。

次に、支出であります。人件費と厚生福利費で5,200万円のほか、主なところでは燃料費1,800万円、光熱水費1,700万円、仕入れ1,200万円を見込み、支出合計を1億2,340万円とし、差引き8万円の経常利益を確保する収支予算としております。

以上が振興公社の営業報告・事業計画であります。振興公社にあつては依然として厳しい経営環境にありますことから、健全経営がなせるよう努めてまいりたいと思ひており

ますので、ご理解賜りたくお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の2月、3月、4月、5月分のとおりでございますので、御覧いただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎町長行政報告

○議長（高橋成和） 次、日程第4、町長行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） 町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします令和6年第1回定例会から本定例会までの町政執行上の事項について特段報告申し上げる事項はございませんが、町内外の行事、会議等につきましてはお手元に配付の報告書のとおりでございますので、お目通し願ひまして、町長行政報告とさせていただきます。

○議長（高橋成和） 以上で町長行政報告を終わります。

---

#### ◎教育長教育行政報告

○議長（高橋成和） 次、日程第5、教育長教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育長行政報告を申し上げます。

令和6年第1回定例会から本定例会まで特に報告する事項がございませんので、町内外の主要な行事、会議につきましてはお手元に配付しております行政報告書を御覧いただき、教育行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で教育長教育行政報告を終わります。

---

#### ◎報告第1号

○議長（高橋成和） 次、日程第6、報告第1号 専決処分報告について「令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第10号）」を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました報告第1号 専決処分報告について「令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第10号）」について提案理由を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次の事件を専決処分したので報告する。

専決処分。

令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第10号）。

補正理由といたしましては、地方消費税交付金、地方交付税等の歳入増額による歳入予算について補正し、併せて積立金による歳出予算の補正をするものであること。

それでは、報告第1号、別紙予算書本文を御覧願います。報告第1号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第10号）。

令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億3,670万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月29日専決、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、報告第1号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、6款法人事業税交付金300万円の追加で、400万円となります。

1 項法人事業税交付金、同額であります。

7 款地方消費税交付金200万円の追加で、7,210万円となります。

1 項地方消費税交付金、同額であります。

10 款地方交付税1,100万円の追加で、20億290万9,000円となります。

1 項地方交付税、同額であります。

歳入合計が1,600万円の追加で、33億3,670万円となります。

2、歳出、10款教育費1,600万円の追加で、1億5,553万4,000円となります。

1 項教育総務費1,600万円の追加で、3,164万3,000円となります。

歳出合計が1,600万円の追加で、33億3,670万円となります。

事項別明細書、歳出でございます。このたびの補正は、地方消費税交付金や地方交付税等の精査による歳入増加分について教育施設整備基金に積立てするものであります。

3、歳出、10款1項2目事務局費1,600万円の追加は、教育施設整備基金に積立てするものであります。

次に、4 ページ、歳入であります。2、歳入、6 款 1 項 1 目法人事業税交付金300万円の追加、7 款 1 項 1 目地方消費税交付金200万円の追加、10 款 1 項 1 目地方交付税1,100万円の追加は、いずれも交付決定による精査であります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

報告第1号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより報告第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号 専決処分報告について「令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第10号）」は、承認することに決定いたしました。

---

### ◎報告第2号

○議長（高橋成和） 次、日程第7、報告第2号 繰越明許費の報告について「令和5年度上砂川町一般会計予算繰越明許費」を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました報告第2号 繰越明許費の報告について「令和5年度上砂川町一般会計予算繰越明許費」について提案理由を申し上げます。

令和5年度上砂川町一般会計予算の繰越明許費にかかる歳出予算を次のとおり令和6年度へ繰越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和6年6月19日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、報告第2号について内容の説明をいたします。

繰越明許費につきましては、昨年12月定例会及び本年3月定例会におきまして一般会計にて補正予算計上し、繰越明許費の議決を得た範囲内で令和6年度へ繰り越しましたので、報告するものであります。

住基・戸籍システム改修事業につきましては、行政のデジタル化の推進に伴い、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記、住民票や戸籍の付票への氏名の振り仮名表記を一律に行うことで氏名の振り仮名が公証され、官民間問わず様々なサービスにおいて本人確認が可能となるものであります。本事業は、国の補助金対象事業であります。令和5年度事業として追加交付されることが決定となり、補正予算として654万円の予算計上を行い、令和6年度に繰り越したものであります。

それでは、本文に参ります。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名、住基・戸

籍システム改修事業、金額654万円、翌年度繰越額654万円、左の財源内訳、既収入特定財源、未収入特定財源、国・道支出金654万円、地方債、その他、一般財源。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

報告第2号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより報告第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号 繰越明許費の報告について「令和5年度上砂川町一般会計予算繰越明許費」は、承認することに決定いたしました。

---

#### ◎諮問第1号

○議長（高橋成和） 次、日程第8、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたします。

提案理由といたしましては、現委員、渡邊章子氏が令和6年9月30日で任期満了となるに伴い、同氏を再推薦することについて議会の意見を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文を御覧願います。次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

住所、XXXXXXXXXX。氏名、渡邊章子。  
生年月日、XXXXXXXXXX。職業、XXXXXXXXXX。備考、任期3年。

本件は人事案件でありますので、全議員の同意をお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

本件は、町長提案のとおり候補者の推薦をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

は、町長提案のとおり決定いたしました。

---

◎議案第20号

○議長（高橋成和） 次、日程第9、議案第20号 上砂川町営水泳プール設置条例を廃止する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第20号 上砂川町営水泳プール設置条例を廃止する条例制定について提案理由を申し上げます。

上砂川町営水泳プール設置条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、上砂川町営水泳プールを廃止することに伴い、本条例を廃止するものであること。

以下、内容の説明は教育次長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。齊藤教育次長。

○教育次長（齊藤修実） それでは、ご指示により、議案第20号について内容の説明をいたします。

町営水泳プールにつきましては、昨年6月7日の全員協議会で説明いたしましたとおり、同年2月に雪害により鉄骨部分が倒壊し、それらを解体撤去し、現在は管理棟と水槽のみを残し、容易に人が立ち入れない対策を講じておりますことから、このたび設置条例を廃止するものであります。

今後におきましては、管理棟と水槽の効率的な活用を進めますとともに、プール自体は検討会において再建に向けて議論してまいります。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町営水泳プール設置条例を廃止する条例。

上砂川町営水泳プール設置条例（昭和41年上砂川町条例第11号）は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第21号

○議長（高橋成和） 次、日程第10、議案第21号 上砂川町防災備蓄倉庫設置条例の制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第21号 上砂川町防災備蓄倉庫設置条

例の制定について提案理由を申し上げます。

上砂川町防災備蓄倉庫設置条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、上砂川町営水泳プールを廃止するに伴い、水泳プール管理棟を活用して防災備蓄倉庫を設置するため、新たに本条例を制定するものであること。

以下、内容の説明は総務課長よりいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。鷲尾総務課長。

○総務課長（鷲尾仁志） それでは、ご指示により、議案第21号について内容の説明をいたします。

このたびの条例制定は、議案第20号で上程いたしました上砂川町営水泳プール設置条例を廃止する条例の制定に伴い、水泳プール管理棟を防災備蓄倉庫として活用するため、新たに条例を制定するものであります。

現在本町における災害備蓄品は、役場倉庫などに保管しておりますが、年次的に備蓄整備を進めている中、そのスペースに限りがあること、また本施設が道道に面しており、敷地も十分に確保されていることから、より迅速で効率的な物資供給が見込まれること、さらにはプール水槽につきましても土のう用堆積場として活用できるなど利点が数多くあり、遊休スペースとなる場所の有効活用も同時に図られることから、防災備蓄の拠点とすべく整備を行い、備蓄倉庫を設置するものであります。

なお、施設改修経費につきましては、議案第23号、一般会計補正予算（第2号）に計上しているところであります。

それでは、本文に参ります。議案書7ページでございます。上砂川町防災備蓄倉庫設置条例。

（設置）

第1条 町民の安全を確保するため、大規模かつ広域的な災害の発生に備えて、食糧、生活必需品及び防災資機材等の物資を備蓄、保管するために、上砂川町防災備蓄倉庫（以下、「備蓄倉庫」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 備蓄倉庫の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称、上砂川町防災備蓄倉庫。位置、上砂川町字鶉283番地4。備考。

（管理）

第3条 備蓄倉庫は、町長が管理する。ただし、管理上必要と認めるときは、町長は指定する者に管理を委任することができる。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、設置及び管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第22号

○議長（高橋成和） 次、日程第11、議案第22号 上砂川町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第22号 上砂川町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について提案理由を申し上げます。

上砂川町過疎地域持続的発展市町村計画（令和3年9月16日議決）の一部を次のとおり変更するものとする。

提案理由といたしましては、過疎地域持続的発展市町村計画に必要な事業を追加するため、本計画掲載事業を精査し、別紙のとおり計画の一部を変更するものであること。

以下、内容の説明は企画課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めますが、計画本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、計画本文の読み上げについては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。山崎企画課長。

○企画課長（山崎数浩） ご指示により、議案第22号について内容の説明を申し上げます。

本議案は、令和3年第3回定例会で議決いたしました上砂川町過疎地域持続的発展市町村計画の一部を変更するものでございます。

本計画の変更手続に当たりましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、市町村計画全体に及ぼす影響の大きいものについては議会の議決を得ることとされており、このたびの変更については本文及び事業の追加に伴う計画の一部変更であることから、ご審議いただきたくご提案申し上げるところであります。

議案書9ページからの過疎地域持続的発展市町村計画（変更）の変更前と変更後を併せてご参照願います。アンダーラインの場所が追加、変更箇所となります。変更箇所につきましては、区分4、地域における情報化に、自然災害の頻発や被害の激甚化が近年発生していることから、町民へ早く広く確実に情報を伝えるために防災行政無線整備事業、地上デジタルテレビ放送を視聴するのに必要なデジタルテレビ中継局の送受信機については耐

用年数は15年が目安とされていることから、デジタルテレビ中継局送受信機更新事業を追加するものであります。

次に、11ページの区分6、生活環境の整備に、砂川地区広域消防組合で使用している消防ポンプ車については更新年度を大きく超過していること並びに現行車両に故障及び不具合が出ており、更新を予定していることから、消防ポンプ自動車更新事業を追加するものであります。

次に、12ページの区分7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び推進、13ページの区分8、医療の確保に、近年北海道においても記録的な暑さが続いており、老人保健施設成寿苑、特別養護老人ホームはるにれ荘、デイサービスセンター、上砂川町立診療所に空調整備事業を追加するものであります。

これらの整備や更新に係る費用につきましては、過疎対策事業の活用により実施を予定していることから、本計画の一部を変更するものでございます。

以上が内容の説明でございますが、議長のお取り計らいによりまして計画本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

### ◎議案第23号

○議長（高橋成和） 次、日程第12、議案第23号 令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第23号 令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,050万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億7,420万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年6月19日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第23号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款町税700万円の減額で、1億6,226万9,000円となります。

1 項町民税700万円の減額で、7,790万1,000円となります。

9 款地方特例交付金700万円の追加で、710万円となります。

1 項地方特例交付金、同額であります。

14款国庫支出金2,728万8,000円の追加で、2億7,029万7,000円となります。

2 項国庫補助金2,728万8,000円の追加で、1億1,923万4,000円となります。

18款繰入金8,000万円の追加で、9,310万円となります。

1 項基金繰入金、同額であります。

19款繰越金2,659万2,000円の追加で、6,329万2,000円となります。

1 項繰越金、同額であります。

20款諸収入362万円の追加で、1億621万7,000円となります。

5 項雑入362万円の追加で、8,703万7,000円となります。

21款町債2,300万円の追加で、2億6,880万円となります。

1 項町債、同額であります。

歳入合計が1億6,050万円の追加で、31億7,420万円となります。

2、歳出、2款総務費1億18万2,000円の追加で、4億7,972万1,000円となります。

1 項総務管理費9,640万9,000円の追加で、3億6,970万8,000円となります。

3 項戸籍住民基本台帳費377万3,000円の追加で、9,069万6,000円となります。

3 款民生費2,620万2,000円の追加で、7億1,723万2,000円となります。

1 項社会福祉費2,500万円の追加で、6億5,039万8,000円となります。

2 項児童福祉費120万2,000円の追加で、6,411万9,000円となります。

4 款衛生費965万3,000円の追加で、1億7,824万6,000円となります。

1 項保健衛生費965万3,000円の追加で、9,317万2,000円となります。

7 款商工費1,196万3,000円の追加で、8,184万5,000円となります。

1 項商工費、同額であります。

8 款土木費1,250万円の追加で、3億6,534万円となります。

1 項土木管理費30万円の追加で、1億364万7,000円となります。

2 項道路橋りょう費950万円の追加で、1億4,712万6,000円となります。

3 項住宅費270万円の追加で、1億1,456万7,000円となります。

歳出合計が1億6,050万円の追加で、31億7,420万円となります。

次ページであります。第2表、地方債補正。1、追加、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。防災行政無線整備事業、700万円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場

合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

防災備蓄倉庫整備事業、650万円、同上、同上、同上。

町道鶉下鶉線道路横断管改修事業、900万円、同上、同上、同上。

合計2,250万円。

2、変更、起債の目的、過疎地域持続的発展特別事業、補正前限度額5,400万円、補正後限度額5,450万円。

事項別明細書9ページ、歳出でございます。3、歳出、2款1項5目財産管理費190万9,000円の追加は、雪害による消火栓と職員住宅の修繕料の計上であります。

6目企画費1,350万円の追加は、12節委託料700万円の追加は来年度設置予定の防災無線に係る実施設計費の計上であります。14節工事請負費650万円の追加は、防災備蓄倉庫の整備工事費の計上であります。

11目地域振興費8,000万円の追加は、昨年度建設した中央単身者住宅横に世帯向け住宅2LDK2棟8戸の民間賃貸住宅を建設したい旨業者から申出があり、助成するもので、完成は本年12月末を予定しております。

12目地域おこし協力隊事業費100万円の追加は、国は協力隊の定住と起業を促進するため自治体が起業に対し補助した場合100万円を上限に特別交付税措置をすることとしており、本年7月末をもって卒業する協力隊がダンス教室とウェブ制作会社を起業するため上限額を助成するものであります。

3項1目戸籍住民基本台帳費377万3,000円の追加は、システム標準化に伴い本年7月からガバメントクラウド接続料が発生するため追加するものであります。

3款1項8目低所得世帯価格高騰重点支援給付事業費2,500万円の追加で、2,500万円となります。

資料ナンバー1と資料ナンバー2をご参照願います。初めに、令和6年度上砂川町低所得世帯価格高騰重点支援給付事業の概要であります。本事業は、昨年からの継続事業で、対象世帯は基準日である令和6年6月3日時点で上砂川町に住所登録があり、令和6年度に新たに住民税非課税世帯及び令和6年度に新たに住民税均等割のみ課税世帯となった世帯に対し10万円を給付するもので、その世帯に18歳以下の子供がいた場合1人につき5万円を給付するものであります。給付対象世帯は5番のとおりであります。給付開始日は令和6年7月を予定しております。

次に、資料ナンバー2をご参照願います。令和6年度上砂川町定額減税補足給付事業の概要であります。目的であります。課税世帯に対し所得税、個人住民税の定額減税の実施に伴い、減額し切れないと見込まれる方への給付を実施するもので、対象は定額減税の対象となる住民で定額減税し切れないと見込まれる住民、ただし納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外となります。給付額は、所得税分3万円掛ける減税対象人数、個人住民税所得割は1万円掛ける課税対象人数で、定額減税可能額が減税前額



を上回る額を1万円単位で切り上げた額を給付するもので、給付対象者は398人を予定しており、支給開始は令和6年8月を予定しております。

予算書にお戻り願います。3節職員手当等15万2,000円の追加は、時間外手当の計上、10節需用費17万6,000円の追加は消耗品と返信用封筒等の印刷製本費の計上、11節役務費22万1,000円の追加は郵便料と振込手数料の計上、12節委託料85万8,000円の追加は給付管理システム導入業務の計上、13節使用料及び賃借料9万3,000円の追加は事務用機器借り上げ料の計上、18節負担金、補助及び交付金2,350万円の追加は低所得世帯価格高騰重点支援給付金の計上であります。

2項1目児童福祉総務費120万2,000円の追加は、本年10月に児童手当が拡充されることによるシステム改修費の計上であります。

4款1項1目保健衛生総務費390万円の追加は、歯科診療所の屋根のふき替えに係る経費の計上であります。

2目予防費575万3,000円の追加で、1,731万9,000円となります。新型コロナウイルスワクチン接種が特例臨時接種から令和6年度にインフルエンザ同様の定期接種となり、接種対象者も65歳以上の高齢者と60から64歳で重症化リスクの高い方が対象となり、これまで無料でワクチンが提供されておりましたが、本年度から定期接種費用が1万5,300円となり、本年度は国から8,300円助成されることで定期接種費用が7,000円で、費用の3割を自己負担とし、来年度以降国の助成が未定でありますので、課税世帯については本年度に限り2,000円とし、非課税、生保世帯は無料といたします。接種対象でない方も、助成は受けられませんが、任意接種は可能であります。接種希望者を対象者数の3割を見込み400人とし、接種体制については11月に集団接種2回、10月と1月から3月に町内医療機関で個別接種を行うこととしており、定期接種となったことにより集団接種時のタクシー送迎は行わないこととしております。1節報酬11万1,000円の追加は、会計年度任用職員分の計上、7節報償費28万6,000円の追加は集団接種医師分の計上、8節旅費4,000円の追加は通勤手当の計上、10節需用費355万円の追加はワクチン等消耗品費の計上、11節役務費5万8,000円の追加は郵便料と手数料の計上、12節委託料174万4,000円の追加は看護師及び個別接種分の計上であります。

7款1項1目商工振興費844万3,000円の追加は、1節報酬から次ページの8節旅費までは消費生活相談員が日額から月額になったことによる追加であります。18節負担金、補助及び交付金758万3,000円の追加は、商工会議所が実施しているプレミアム付商品券発行事業助成金700万円を追加するもので、商品券は6,000円の商品券を5,000円で6,000セット販売するもので、1世帯最大10セットまでとし、販売時期は9月中旬を予定しております。商工会議所補助金58万3,000円の追加は、専務理事の勤務体系変更による人件費差額分の追加であります。

3目観光費352万円の追加は、10節需用費22万円の追加は印刷製本費、観光PR用紙袋作成経費の追加で、18節負担金、補助及び交付金330万円の追加は野鳥の橋の舗装部分に剥離

が随所に見られ、水はけに影響が出ており、今後マラニックのコースとしても利用することから、所有者である振興公社に改修費を助成するものであります。

8款1項1目土木総務費30万円の追加は、特定空家関連調査費用の計上で、2項1目道路維持費950万円の追加は町道鶉下鶉線横断管改修実施設計費の計上であります。

3項1目住宅管理費270万円の追加は、雪害による公営住宅等の修繕であります。

次に、6ページ、歳入であります。2、歳入、1款1項1目個人700万円の減額は、定額減税による減収で、9款1項1目地方特例交付金700万円の追加は減収補填分の計上であります。

14款2項1目総務費補助金228万8,000円の追加と2目民生費補助金2,500万円の追加は、歳出同額を計上するものであります。

18款1項1目基金繰入金8,000万円の追加は、民間賃貸住宅補助金に充当するもので、19款1項1目繰越金2,659万2,000円の追加は前年度繰越金の計上であります。

20款5項5目雑入362万円の追加は、基金管理団体からのワクチン助成金等の計上であります。

21款1項1目総務債1,400万円の追加は、2節過疎対策事業債50万円の追加はソフト事業の追加で、3節公共施設等整備事業債1,350万円の追加は防災行政無線整備事業と防災備蓄倉庫整備事業に係る起債の計上で、2目土木債900万円の追加は町道鶉下鶉線横断管改修事業に係る起債の計上であります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第24号

○議長（高橋成和） 次、日程第13、議案第24号 令和6年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第24号 令和6年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

（総則）

第1条 令和6年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和6年度上砂川町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、収入、第1款資本的収入、既決予定額9,038万5,000円、補正予定額1,800万円、計1億838万5,000円。

第1項企業債、3,070万円、1,800万円、4,870万円。

支出、第1款資本的支出、1億2,004万円、1,800万円、1億3,804万円。

第1項建設改良費、3,639万5,000円、1,800万円、5,439万5,000円。

次ページでございます。

(企業債)

第3条 予算第5条に定めた特定環境保全公共下水道事業債の限度額「1,440万円」を「3,240万円」に改める。

令和6年6月19日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(高橋成和) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長(林 智明) それでは、議案第24号について内容の説明をいたします。

3ページであります。令和6年度上砂川町下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画。資本的収入及び支出、資本的収入、1款資本的収入1,800万円の追加で、1億838万5,000円となります。

1項企業債1,800万円の追加で、4,870万円となります。

1目下水道事業債、同額であります。

資本的支出、1款資本的支出1,800万円の追加で、1億3,804万円となります。

1項建設改良費1,800万円の追加で、5,439万5,000円となります。

1目公共下水道整備費1,800万円の追加で、4,680万円となります。

事項別明細書4ページ、資本的支出でございます。資本的支出、1款1項1目公共下水道整備費1,800万円の追加は、委託料60万円の追加は資材単価実勢価格調査費の追加で、工事請負費1,740万円の追加は下水道ポンプ遠隔監視装置更新工事の追加であります。

次に、資本的収入に参ります。資本的収入、1款1項1目下水道事業債1,800万円の追加は、特定環境保全公共下水道事業に係る起債の計上であります。

以上でございます。

○議長(高橋成和) 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎休会について

○議長(高橋成和) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日の20日は、議案調査等のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(高橋成和) 異議なしと認めます。

したがって、明日20日は休会することに決定いたしました。

なお、明日20日につきましては午前10時より常任委員会を開催していただくことになっ

ておりますので、よろしくお願いいたします。

また、21日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席いただきますようよろしくお願いいたします。

---

◎散会の宣告

○議長（高橋成和） 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時04分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 笹 木 笑 子

署 名 議 員 小 澤 一 文

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和 6 年

上砂川町議会第 2 回定例会会議録（第 2 日）

6 月 2 1 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議  
午前 1 0 時 5 4 分 閉 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第 2 0 号 上砂川町営水泳プール設置条例を廃止する条例制定について
- 第 4 議案第 2 1 号 上砂川町防災備蓄倉庫設置条例の制定について
- 第 5 議案第 2 2 号 上砂川町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
- 第 6 議案第 2 3 号 令和 6 年度上砂川町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 7 議案第 2 4 号 令和 6 年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第 1 号）  
※ 議案第 2 0 号～第 2 4 号は、質疑・討論・採決とする。
- 第 8 調査第 2 号 所管事務調査について
- 第 9 派遣第 1 号 議員派遣承認について  
（追加日程）
- 第 1 0 意見書案第 1 号 地方財政の充実・強化に関する意見書
- 第 1 1 意見書案第 2 号 2 0 2 4 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 第 1 2 意見書案第 3 号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書
- 第 1 3 意見書案第 4 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業の充  
実・強化を求める意見書

---

○会議録署名議員

3 番 笹 木 笑 子                      4 番 小 澤 一 文

---

### ◎開議の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和6年第2回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

---

### ◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、3番、笹木議員、4番、小澤議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

### ◎一般質問

○議長（高橋成和） 次、日程第2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

---

### ◇ 笹木笑子議員

○議長（高橋成和） 3番、笹木議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（笹木笑子） 議長の許可をいただきましたので、さきの通告に従いまして、質問いたします。

キャンプ場の充実と有料化についてお尋ねいたします。コロナ禍以来キャンプ人口が定着化したと言われております。本町のキャンプ場の魅力は、静かで豊かな自然を満喫できる施設ではありますが、利用者にとっては魅力のあるキャンプ場とは言い難いとも言われています。無料、予約不要、テントゾーンにつきましてはですが、逆にそのような場所は利用したいとは思えないとの声も聞きます。例えば令和4年度に改修済みとのことですが、トイレは和式のみで、ファミリーキャンプの場合は敬遠されています。炊事場についても、野外での料理、食事もある大きな魅力のキャンプ場ではありますが、雨よけはありますが、風よけはないため、洗い場のシンク内は枯れ葉などで清潔感がない状況にあります。安ければよい、無料ならよいでは現代のキャンパーニーズにつながらないと考えます。8月の花火大会には、町外からキャンパーも来られています。しかし、本町のキャンプ場は予約不要のため利用できないことも考えられ、確実に利用できる近隣のキャンプ場を予約、移動されるとの話も聞きます。町内アクティビティープランの創出で創出されたマラニックには、町内外から多くの参加者があり、町の活性化につながるイベントと認識しています。今後



さらに魅力あるイベントとして発展することを期待しているところですが、1日限りのイベントです。日本庭園も含め、本町の唯一の観光資源である温泉を拠点と考えるならば、キャンプ場の魅力を高める取組は有効な資源活用にもつながると考えます。

一案ですが、新たに現在のキャンプ場のほかにスキー場の裾野であるロッジ周辺を利用、温泉を目前にした車も乗り入れられるオートキャンプ場、グランピングなど高級ゾーンの設置などはいかがでしょうか。財源をはじめとして、熊の出没、ごみの処理、管理人の常駐などの課題も考えられますが、有料化、クラウドファンディングの利用も視野に取り組みむことで交流人口、関係人口の増にもつながると考えます。資源活用の観点からもキャンプ場の充実に向けた取組と有料化についての考えをお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの3番、笹木議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。山崎企画課長。

○企画課長（山崎数浩） 3番、笹木議員のご質問、キャンプ場の充実と有料化についてお答えいたします。

まず初めに、本町の奥沢キャンプ場及び日本庭園については、上砂川振興公社が所有し、施設の管理運営を行っております。

議員ご質問の旧スキー場の裾野を活用してのオートキャンプ場などのキャンプ場の充実と有料化についてであります。町といたしましても数少ない観光資源であることから、有効活用に向けて令和3年度に自然環境を活用した新たな自然環境プランの開発等を創出するため、様々な分野で活躍する町内各団体から推薦された若者と有識者として國學院大学北海道短期大学の教授が加わり、町内アクティビティープラン開発のプロジェクトチームを発足したところであります。令和3年度のプロジェクトチームからの企画提案書では、当面の課題としての既存の観光施設の活用として短期的に効果のある事業でキャンプ場の充実化が挙げられたことから、令和4年度に振興公社に対し環境改善支援事業として森林環境譲与税を活用して改修費を助成し、老朽化しているバンガローや炊事場、トイレの屋根補修を実施したところであります。また、併せて5年後、10年後を見据えた長期的な視点に立つ事業として旧スキー場の裾野エリアを活用した新たなキャンプエリアについて提言を受けておりますが、議員ご指摘のとおり財源や管理等の問題もありますので、将来的な参考とさせていただき、所有者である上砂川振興公社が今後キャンプ場の在り方を検討した上で引き続き継続的な課題として捉え、プロジェクトチームの中で町の活性化や交流人口、関係人口の増加に向けて検討していくことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。笹木議員。

○3番（笹木笑子） ただいまの答弁の中でキャンプ場を中心としたイベントということに関して今後、回答の中では出てこなかったのですけれども、町としてはそういうことは考えてられないのでしょうか。

○議長（高橋成和） ただいまの笹木議員の再質問に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） 私が答弁します。

キャンプ場を中心として、もしくは日本庭園を中心としてのイベントということですが、今現在はマラニックを昨年始めたばかりです。当然そのマラニックのコースの中に日本庭園も入っております。また、キャンプ場ということになると、さらに下に入っていく、かつて協力隊がキャンプ場で結婚式を挙げたこともあります。そういう状況ではありませんけれども、今現在は優先すべき順位を考えていく中でまずはこのマラニックを定着させる、議員の質問の中で1日限りという表現があったのですけれども、1日でも上砂川町に来る、仮装盆踊りも1日です。そういうイベントをまずは成功させるほうが順位的には先だというふうに考えておりますので、現段階ではそのイベントというのは考えていないということを申し上げ、答弁とします。

○議長（高橋成和） ただいまの町長答弁に対し、再度質問があれば許可いたします。

○3番（笹木笑子） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

---

◇ 伊 藤 充 章 議 員

○議長（高橋成和） 次、6番、伊藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○6番（伊藤充章） 議長のご許可をいただきましたので、さきに通告させていただきました子育て世帯向けの移住体験事業、保育園留学の導入についてご質問させていただきます。

現在、都会の子育て世帯や全国各地の自治体から徐々に注目を集めつつある民間イベント企画会社が企画運営している保育園留学という事業があります。この保育園留学とは、内閣府一時預かり保育制度を活用した1から3週間程度の移住体験と保育施設の幼児一時預かりを組み合わせた事業であり、地域と継続的に関わりを持つ関係人口の拡大を目的にさきの事業者が自治体と取り組んで事業展開されております。この取組は、関係人口の拡大が一番の狙いとのことでありますが、中には保育園留学を利用したことがきっかけとなり、その自治体へ移住を決断したご家族もおられるとのことでございます。この保育園留学でございますが、檜山管内厚沢部町で2021年11月より始まり、それから徐々に注目を集め、本年2月末時点では導入した自治体が全国35の自治体、道内ではさきの厚沢部町をはじめ、清水町、上士幌町、浦河町、月形町、小樽市の6つの自治体となっており、この取組はいずれの自治体からも好評を得ているとのことであり、現在では40の自治体を超え、また事業者によると2023年度の利用者数は300組が見込まれ、今後さらに増えていくことが予想されているとのことです。また、利用者層につきましては、ライフスタイルの多様化によりリモートワークにて仕事ができる世帯やまとまった休暇を取って利用している世帯も多いとのことで、中には移住を視野に入れての利用者もおり、この取組の利用者からは非常に好評を得ているとのことでございます。そして、受け入れる側の地元の園児にも新たな人間関係を学ぶ機会となり、コミュニケーション能力が高まり、園児おのおの積極

性も増すなど好影響が見られているそうです。

関係人口の拡大につながることを期待されるという点においては、上砂川町最大のイベントである仮装盆踊り、また一時滞在施設であるシェアハウス、さらに昨年より実施されましたマラニックの成功により関係人口の拡大につながることを期待される事業が増えました。ですが、地域づくりに参加したいではないただ観光したいという交流人口も多いのではないかと考えられます。そう都合よくいくとは限りませんが、保育園留学を家族で楽しめる仮装盆踊り、マラニック、マルシェ、雪ん子まつりなどのイベント時にうまく利用してもらえることができたなら相乗効果も生まれて関係人口のさらなる拡大につながるのではないのでしょうか。そして、関係人口が増えれば、ふるさと納税の増加、地元経済の活性化、さらには移住、定住につながることも考えられます。現在上砂川町には、一時滞在施設としてシェアハウスがございますけれども、ご家族で利用できる一時滞在施設はありませんので、保育園留学を今すぐ導入することは大変難しいと思いますが、以前にありましたちょっと暮らしハウスのような家族向け一時滞在施設を町営住宅を利用したり、状態のよい空き家となっている家を取得するなどして将来的に導入することを目指して検討することは一考の価値があると考えておりますが、ご見解をお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの6番、伊藤議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。林健康推進課長。

○健康推進課長（林 孔美） 6番、伊藤議員のご質問、保育園留学についてお答えいたします。

保育園留学とは、1週間から3週間子供が保育園に通いながら家族で地域に滞在できる暮らし体験のプログラムです。子供は、大自然の中で伸び伸び遊び、五感を育てることができ、家族も平日は伸び伸びとした環境でテレワーク、休日は作物の収穫体験など地域のアクティビティーを楽しむことができます。

厚沢部町の保育園留学は、町の移住体験住宅に家族を受け入れ、子供と親に広大な土地の恵みを肌で感じ、地域とのつながりを感じられる食育体験や暮らし体験を行っており、都会の子育て世帯から注目され、人口3,000人の町に年間140組が訪れ、移住した家族もいるそうです。厚沢部町にとっては、関係人口が増え、経済効果があり、在園児には全く違う環境の子供と触れ合うことで子供の興味や好奇心が増し、コミュニケーション能力の向上に効果があり、町やこども園にとっても参考になる取組と思いますが、一方で半年で数件という実績の自治体もあると聞いております。

議員ご指摘のとおり、上砂川町にはシェアハウス、自然、季節ごとのイベントがあり、そこを活用し保育園留学事業を行い、関係人口の拡大、地域づくりにつながる効果も考えられます。しかしながら、保育園留学を実施するにはニーズを生み出すことが必要で、都会の子育て世代に魅力ある保育、教育を実践できる体制を構築しなければなりません。現在、認定こども園等複合施設運営委員会の中で認定こども園における自然を取り入れた特色ある園の運営について協議を行っているところでございます。

いずれにいたしましても、利用者には子供を含めた家族の一時的な環境の変化への心理的負担、費用が高いといった金銭的負担、リモートワークや長期休暇取得の難しさなどの懸念と受入れ側の認定こども園ふたばについても現在ICT化により保育教諭の事務の効率化、保護者アンケートを実施し、運営の改善を行っているところでございます。引き続き運営の改善を図る中で保育園留学について検討してまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○6番（伊藤充章） ございません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

---

◇ 小澤一文 議員

○議長（高橋成和） 次、4番、小澤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（小澤一文） 通告に従いまして、労働力不足と外国人労働者について質問します。

道内各地では、人口減少、また少子高齢化による人手不足が顕著となり、全産業を通して大きな課題になっています。特に地方での影響は大きく、深刻な状況にあります。こうした中、その不足を補う働き手として外国人労働者を受け入れる企業や自治体が増え、地域経済、そして地域社会を支える人材として重要な役割を果たしています。とりわけ外国人技能実習生の存在は、もはや欠かすことのできない大きな戦力になっており、地域経済を支える担い手として必要不可欠な働きをしています。

一方、本町においても労働力不足から外国人技能実習生を受け入れる事業所が増えています。建設業や福祉等多様な業種において受け入れられており、今後も外国人技能実習生によって労働力が維持される状況は変わりません。また、2027年には技能実習制度の廃止を受けて新制度に移行されますが、外国人労働者の都市部への流出が進み、地方における人材の確保がより難しくなるとも言われています。加えて、町政執行方針の第4、魅力と活力があふれるまちの項目で労働力の確保について施策を策定していますが、外国人労働者の雇用に関する具体的な記述はありません。

そこで、国の支援が待たれるところですが、相談窓口の設置等、本町での外国人労働者の定着を促す行政の支援、また受入れ環境の整備が必要ではないかと考えますが、見解をお伺いして質問いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの4番、小澤議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。山崎企画課長。

○企画課長（山崎数浩） 4番、小澤議員のご質問、労働力不足と外国人労働者についてお答えいたします。

まず初めに、本町における外国人登録者の状況については、本年5月末日時点で26名が登録しており、インドネシア、ベトナムの国籍を持つ方が9割程度を占めており、4か国の方が本町で生活をしております。在留資格については、特定技能や技能実習によるもの

は26名中24名で、町内の事業所等に所属し、それぞれの活動が行われており、日常生活については各事業所において異なる生活文化を持つ方に対し生活の支援を行うなどの対応をしているため、特に問題もなく生活されているようです。

議員ご質問の本町での外国人技能実習生の定着を促す支援につきましては、事業所は技能実習生を受け入れるための住居を確保するため、町に対して町営住宅の入居相談があった場合は町営住宅等をあっせんするなどの支援をしております。町内における労働力不足は、依然として厳しい状況にあり、このような労働力不足を少しでも解消するため、振興局や広域圏が実施する就職フェアなどへの参加要請や町独自で実施している企業見学バスツアーのほか、昨年からは宗谷地域やオホーツク地域への求人情報の提供などを行っておりますが、なかなか効果が出ず、さらには2024年問題もあり、ますます厳しくなると思われまます。そのため、志のある外国の若者、外国人実習生に物づくり日本を学んでもらいながら、その労働力を日本国内での生産に労働力確保の観点から各事業所で外国人労働者を受け入れていくことは必要なことと認識しており、そのためには生活者としての受入れ、適切な雇用、労働条件の確保や働き方改革にも期待をすところであり、町においても外国人実習生派遣会社と協議をしているところであります。

議員ご指摘のとおり、技能実習制度に代わり、新たに育成就労制度を創設する改正入管難民法などが6月14日に可決、成立いたしましたので、新制度の内容について注視し、商工会議所をはじめとする関係機関と連携する中、必要な支援を検討し、友好的な関係を築き、多様な文化をお互いが理解し合い、それぞれの人権を尊重した町づくりにつながる取組にしていかなければならないと考えておりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○4番（小澤一文） 終わります。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

---

◎議案第20号 議案第21号 議案第22号 議案第23号 議案第24号

○議長（高橋成和） 次、日程第3、議案第20号から日程第7、議案第24号につきましては既に提案理由並びに内容の説明が終了しておりますので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第20号 上砂川町営水泳プール設置条例を廃止する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第20号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 上砂川町営水泳プール設置条例を廃止する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第4、議案第21号 上砂川町防災備蓄倉庫設置条例の制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第21号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 上砂川町防災備蓄倉庫設置条例の制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第5、議案第22号 上砂川町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第22号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 上砂川町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第6、議案第23号 令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件について質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第23号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第7、議案第24号 令和6年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件について質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第24号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 令和6年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎調査第2号

○議長（高橋成和） 次、日程第8、調査第2号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、行政常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査についての申出がありましたので、委員長の申出のとおりこれを許可してまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申出のとおり許可することに決定いたしました。

---

◎派遣第1号

○議長（高橋成和） 次、日程第9、派遣第1号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますように、これを派遣してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

---

◎追加日程について

○議長（高橋成和） ただいま議長の手元に意見書案4件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

---

◎意見書案第1号

○議長（高橋成和） 日程第10、意見書案第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書について議題といたします。

2番、藏根議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（藏根高史） 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

令和6年6月21日

上砂川町議会議長 高橋成和様  
提出議員 藏根高史  
賛成議員 越前等  
石田浩二

地方財政の充実・強化に関する意見書

地方公共団体の現状は、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて、急速に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地



域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、現場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針2021」に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要、また、採用希望者の減少や中途退職者が増加している現状から、不足する人員体制の改善を図っていくためには今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2025年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一步踏み出し、日本全体として求められている賃上げ基調に対応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、以下の事項の実現を求めます。

#### 記

1. 社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、現行水準以上のより積極的な地方財源の確保・充実はかかること。
2. とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。また、保育施設・学童保育施設等職員の処遇改善および保育施設の配置基準をOECD先進国なみの基準に改善するための予算を措置し、正規職員として就労を希望する非正規職員の正規化および会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じるとともに、人員確保策を早急に策定し、実施すること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地方の安定的な財源確保にむけて、所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
4. 政府が減税政策を行う場合、地方財政の影響が出ないように、その財源は必ず保障すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。
5. 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において、不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。
6. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、自己決定権を尊重し、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
7. 会計年度任用制度においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今

後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。

8. 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加など、DX化にともない地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
9. 地域の活性化・生活者の移動手段の確保にむけて、地域公共交通体系の整備について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け一層の施策充実をはかること。
10. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月21日

上砂川町議会議長 高橋成和

提出先 内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第1号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎意見書案第2号

○議長（高橋成和） 次、日程第11、意見書案第2号 2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について議題といたします。

2番、藏根議員、引き続きご登壇の上ご発言願います。

○ 2 番（藏根高史） 2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

令和 6 年 6 月 21 日

上砂川町議会議長 高 橋 成 和 様  
提出議員 藏 根 高 史  
賛成議員 越 前 等  
石 田 浩 二

2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは昨今の物価上昇で一層厳しく、特に、年収200万以下の所謂ワーキングプアと呼ばれる労働者は、令和 4 年民間給与実態統計調査結果札幌国税局分によると道内でも39.6万人と、給与所得者の23.3%に達しています。また、2023年に引き上げた40円で、道内の常用労働者216万人（内パート労働者64.7万人）の内、48万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている状況です。

労働基準法第 2 条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

2023年 8 月 31 日に開催された第21回『新しい資本主義実現会議』において「公労使三者構成の最低賃金審議会で、毎年の賃上げ額についてしっかりと議論していただき、その積み上げにより2030年代半ばまでに、全国加重平均が1,500円となることを目指していく」と述べられています。

最低賃金の引き上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済にも悪影響を与えかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、2024年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1. 賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金を大幅に引き上げること。
2. 設定する最低賃金は、道内高卒初任給時間換算額「時間額1,078円」を下回らない水準に改善すること。
3. 賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を推し進め、最低賃金の大幅引き上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 6 月 21 日

上砂川町議会議長 高橋成和

提出先 北海道労働局局長、北海道地方最低賃金審議会会長。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第2号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号 2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

### ◎意見書案第3号

○議長（高橋成和） 次、日程第12、意見書案第3号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書について議題といたします。

7番、吉川副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○副議長（吉川 洋） 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

令和6年6月21日

上砂川町議会議長 高橋成和 様

提出議員 吉川 洋

賛成議員 伊藤 充 章

小澤 一文

### 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書

現在、わが国では、乳幼児に対する母子保健法に基づく歯科健診や小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒に対する学校保健安全法に基づく歯科健診等は実施が義務付けられているものの、40歳、50歳、60歳、70歳の者に対する健康増進法に基づく歯周疾患検診や、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者歯科健診などは、義務づけがされておらず、成人期以降の受診体制は十分とは言えない現状にある。

近年、歯と口腔の健康は、生活習慣病の予防に資するなど、全身の健康を保持・増進するための重要な要素であることが明らかになっており、人生100年時代を迎える中で健康寿

命を延ばすためには、歯と口腔の健康維持が極めて重要であり、そのためにはライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の受診の確保が必要である。

こうした中、令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討」を行うことが、初めて盛り込まれたことにより、生涯を通じて国民が定期的に歯科健診を受診し、健康寿命の延伸に向けた取組が進むことが期待される。

よって、国においては、「歯科口腔保健の推進に関する法律」の改正などにより、生涯を通じた歯科健診の法制化を早急に進めるとともに、次の事項について措置を講ずるよう強く求める。

#### 記

- 1 いわゆる国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体をはじめ関係者の意見を十分に反映させること。
- 2 いわゆる国民皆歯科健診の実施に関しては、国において十分な財政措置を講ずること。
- 3 いわゆる国民皆歯科健診の実現と合わせて、国民に対して歯と口腔の健康づくり及び歯科健診の重要性についての啓発や健診受診後の定期的な歯科受診の勧奨を行うなど、歯科疾患の発症や再発、重症化予防のため、ひいては、全身の健康につながるよう、総合的な取り組みを推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月21日

上砂川町議会議長 高橋成和

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第3号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第4号

○議長（高橋成和） 次、日程第13、意見書案第4号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業の充実・強化を求める意見書について議題といたします。

7番、吉川副議長、引き続きご発言願います。

○副議長（吉川 洋） ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業の充実・強化を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

令和6年6月21日

上砂川町議会議長 高 橋 成 和 様  
提出議員 吉 川 洋  
賛成議員 伊 藤 充 章  
小 澤 一 文

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業の充実・  
強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負担の少ない循環型社会を形成するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
2. 森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制

の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月21日

上砂川町議会議長 高橋成和

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第4号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号「ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業の充実・強化を求める意見書」は、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては、全て終了いたしましたので、令和6年第2回上砂川町議会議定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時54分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 笹 木 笑 子

署 名 議 員 小 澤 一 文